

生活保護利用者にノルマ

失業して生活保護を利用する人に対し、指示した企業への面接件数をこなすよう強引な就労指導を行っている福祉事務所があります。背景には国の方針があります。保護利用者は「本人の意思を尊重して」と訴えます。

〔宮井亜紀〕



「仕事をみつめて暮らしたい」。人口約4万人の徳島県吉野川市で生活保護を利用する男性(50)は、そう話します。

高校卒業後、新聞販売店で約20年間働きました。他の従業員とのトラブルを理由に解雇され、2012年7月から生活保護を利用。独学でコンピュータの設計システム技能を身につけ、14年ごろから求職情報誌や知人などを通じて仕事を探してきました。思うような結果は出ていません。

4、5年前から体調がすくなく、目はまぶしさを感じていました。今年1月、糖尿病と診断されました。

「面接件数にノルマを課さないで」と語る男性
徳島県吉野川市

社会 レポート

“求職面接 月数回やれ” 保護打ち切りの脅しも

「清掃など体力を使う仕事は無理」といいます。厳しい就労指導

同月、担当ケースワーカーから口頭で、ハローワークを通じて社の面接をこなすよう指示されました。従わなければ文書で指導し、それも履行しなかった場合は生活保護を停止・廃止すると伝えられたといいます。

「なんとか2社面接を受けてくれる会社がありました。が、だんだんと応募可能な会社はなくなるので困っています」

3月には「3社面接」の指導がありました。その後、ケースワーカーが男性宅を訪問し、4月中に4社面接するよう指導しました。2社については事業者を指定しました。

「面接件数にノルマを課されるのはいかが」と思う。自由意思を尊重してほしい。男性は憤ります。

本紙の取材に、同市社会福祉課の担当者は

「生活保護から脱却させよう」との意図がある。「社会人になったら生活の糧を得なければいけない」と説明します。

全国では保護の利用世帯数が増加傾向にあるなか、同市では、556世帯、712人(2月1日現在)で、昨年同月比で7世帯、21人減。担当者は減少傾向について、保護利用世帯の中で高齢世帯の割合が高く、利用者が死去して世帯消滅という理由が大きいとい

います。日本共産党の岡田光男市議は3月議会で、この問題を取り上げました。「安定した就労につなげるよう本人に寄り添った就労支援」が必要だと要望しました。

花岡大学の吉永純教授(公的扶助論)は「指導が行き過ぎれば就職しても続かず、好ましくない。職業選択の自由は憲法で保障されており、本人の体調と意向に合う職につけるよう支援すべきだ」と指摘します。

背景に国の方針
厳しい就労指導の背景には、国の方針があります。厚生労働省は15年に通知で、自治体に「就労支援促進計画」を策定させ実施状況を

評価、検証することを求めています。全国の自治体関係者に向けた20年3月の資料では、失業などで生活保護を利用する世帯の就労率を21年度までに45%にするという目標を明記。18年度までの実績は目標値を「大きく下回っている」として、自治体に「就労中であっても稼働能力を十分に活用していない者や、自主的な求職活動を行っているが内容等が十分ではない者も含め」、支援するよう求めています。

その上で、面接は本人の努力だけでできるものではなく、達成できなかったことを理由に「保護の停止・廃止はできない」と強調します。